

公立大学法人長野県立大学契約事務細則

平成 30 年 4 月 1 日
規程 308

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 競争参加者の資格（第 4 条）
- 第 3 章 公告等及び競争（第 5 条—第 16 条）
- 第 4 章 落札者の決定（第 17 条—第 21 条）
- 第 5 章 指名競争入札（第 22 条—第 26 条）
- 第 6 章 随意契約及びせり売り（第 27 条—第 29 条）
- 第 7 章 契約の締結（第 30 条—第 36 条）
- 第 8 章 監督及び検査（第 37 条—第 39 条）
- 第 9 章 雑則（第 40 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この細則は、公立大学法人長野県立大学会計規程（以下「会計規程」という。）第 6 章 契約に関し、公立大学法人長野県立大学（以下「法人」という。）が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関する事務の取扱いについて必要な事項を定め、契約事務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（契約の方法）

第 2 条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法によるものとする。

（契約の期間）

第 3 条 契約の期間は、原則として年度内とする。

2 前項の規定に関わらず、その契約の性格上、翌年度以降にわたる契約期間とすることが適当なものについては、複数年の契約（以下「長期継続契約」という。）とすることができる。

3 長期継続契約をすることができる契約及び期間は、次のとおりとする。

- (1) 各種業務の委託 5 年以内
- (2) 機械装置、物品等の借入 5 年以内
- (3) 土地の貸借 慣行上合理的な期間
- (4) 売店事業者等への学内施設の貸与 3 年以内
- (5) 電気、ガス若しくは水の供給又は電信電話の役務の提供 5 年以内

4 合理的な理由があるときは、前項の取扱い以外の取扱いとすることができる。

第 2 章 競争参加者の資格

(一般競争入札参加者の資格)

第4条 法人が行う一般競争入札に参加できる者は、原則として、長野県における入札参加資格を有する者とする。

- 2 一般競争入札に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前項の資格を有する者につき、さらに当該入札に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることができる。
- 3 理事長は、長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領に基づく参加停止の措置及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領に基づく参加停止の措置がなされている者を、当該参加停止の期間、競争入札に参加させないことができる。
- 4 理事長は、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、資格基準並びに登録に必要な申請の時期及び方法を、法人のウェブサイトへの掲載その他の方法により公示するものとする。

第3章 公告等及び競争

(入札の公告)

第5条 一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その入札期日の前日から起算して、少なくとも10日前までに、法人のウェブサイトへの掲載その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日前までに短縮することができる。

- 2 前項の規定に関わらず、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事のうち予定価格が500万円以上のものに係る入札の公告にあっては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条に規定する見積期間において行うものとする。
- 3 前2項の公告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 競争入札に付する事項
 - (2) 入札に参加する者に必要な資格
 - (3) 契約条項を示す場所
 - (4) 入札及び開札の場所及び日時
 - (5) 入札の無効に関する事項
 - (6) 入札保証金に関する事項
 - (7) その他特に必要と認める事項

(予定価格)

第6条 理事長は、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定価格を決定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札の場所に置かなければならない。ただし、入札及び契約手続きの透明性の向上を図るため必要と認めて当該入札の執行前にその予定価格を公表するときはこの限りでない。

- 2 前項の予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続する製造、修繕、加工、売買、供給又は使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。
- 3 予定価格は、当該契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需要の状況、履行の難易、数量の多寡及び履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(入札の執行者)

第7条 理事長は、一般競争入札に付そうとするときは、法人の職員のうちから入札執行者

を指定しなければならない。

- 2 入札執行者は、入札を終了したときは、直ちにその結果を理事長に報告しなければならない。

(入札の方法)

第8条 入札しようとする者は、入札書を作成し、封かんの上、自己の氏名を表記し、入札執行者の指定する書類とともに、指定の日時まで、指定の場所に本人又はその代理人が出頭して提出しなければならない。ただし、入札直後直ちに入札を行った場所で開札する場合は、この限りではない。

- 2 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。この場合において、当該代理人は、同一の入札について、2人以上の入札者の代理人となることはできない。
- 3 入札しようとする者は、入札者の記載事項について訂正したときは、訂正印を押さなければならない。
- 4 入札者又は代理人は、すでに提出した入札書の書換え、引換え又は取消しをすることはできない。

(郵便による入札)

第9条 郵便による入札を認める一般競争入札において、入札者から郵送により前条第1項の規定による入札書の提出があったときは、入札執行者は、開札時刻前に到着したものに限りこれを受理するものとする。

- 2 入札書を郵送しようとする入札者は、封書の表に「入札書」と朱書きし、件名及び件名番号を併記して、入札保証金及びその還付に要する郵送料に相当する金額の現金または郵便為替を同封し、郵便書留で送付しなければならない。
- 3 第1項に定める郵便による入札を認める一般競争入札において、入札者が郵便により入札書を提出した場合は、当該入札者は前条第1項に定める指定の場所への出頭は要しないものとする。

(入札保証金)

第10条 理事長は、一般競争入札に参加した者の資格を確認し、入札の開始前に会計規程第38条に規定する入札保証金を納付させるものとする。

- 2 入札保証金の額は、一般競争入札に参加しようとする者の見積る入札金額の100分の5以上の金額とする。
- 3 前2項に規定する入札保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。この場合において、提供される担保の価値は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 国債または地方債 額面金額または登録金額
 - (2) 政府の保証のある証券又は銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券 額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額
 - (3) 銀行又は理事長が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振出し、又は支払保証をした小切手 券面金額
 - (4) 銀行又は理事長が確実と認める金融機関が引受け、又は保証若しくは裏書をした手形 手形金額
 - (5) 銀行又は理事長が確実と認める金融機関に対する定期預金債権 当該債権の証書に記載された債権金額
 - (6) 銀行又は理事長が確実と認める金融機関の保証 保証書に記載された保証金額

(入札保証金の納付の減免)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札に係る入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 入札に参加しようとする者が、保険会社との間で法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき
- (2) 入札参加資格を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないおそれがないと認められるとき
- (3) 入札に参加しようとする者が、国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（公社及び地方独立行政法人を含む。）であるとき

(入札保証金の取扱い)

第 12 条 理事長は、入札保証金の納付を条件とする一般競争入札をしようとするときは、入札参加者が納付する入札保証金の出納及び保管を、会計規程第 5 条第 1 項に規定する出納責任者に命じなければならない。

- 2 出納責任者は、収納した入札保証金を、入札が終了するまで施錠できる金庫等に確実に保管しなければならない。

(入札保証金の還付)

第 13 条 出納責任者は、入札が終了したときは、保管する入札保証金を速やかに納付者に還付しなければならない。ただし、落札者にあつては、契約保証金を納付するとき（第 33 条の規定により、契約保証金の納付を免除された者にあつては、契約が確定したとき。）に還付するものとする。

- 2 理事長は、落札者からの申出があつたときは、入札保証金を契約保証金に充当することができる。

(一般競争入札の開札及び再入札)

第 14 条 一般競争入札の開札は、公告等に示した入札執行の場所において、原則として入札の直後直ちに、入札者を立会わせてしなければならない。この場合において、入札者が立会わないときは、法人の職員で当該入札事務に関係のない者を立会わせなければならない。

- 2 前項の規定により開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき。）は、直ちに再度の入札をすることができる。ただし、再入札の回数は 2 回までとする。
- 3 一般競争入札において入札をしなかった者及び無効の入札をした者については、前項に定める再入札をする場合には、入札に参加させないことができる。

(入札の取りやめ等)

第 15 条 入札参加者が連合し、不穏な挙動をする等の場合において、入札を公正に執行することが困難と認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(無効の入札)

第 16 条 次に掲げる場合は、その入札は無効とする。

- (1) 入札公告に示した競争入札に参加する資格のない者の提出した入札書
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 入札者が他人の代理を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたとき
- (4) 入札者又はその代理人が、同一事項に対して 2 以上の入札をしたとき

- (5) 入札書に記名押印その他必要な記載事項を確認できないとき
- (6) その他入札に関する条例に違反したとき

第4章 落札者の決定

(落札者の決定)

第17条 入札執行者は、一般競争入札について落札者を決定したときは、速やかにその旨を落札者に通知しなければならない。

- 2 入札執行者は、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。
- 3 前項の入札をした者が第9条第3項にあたる場合は、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。
- 4 前2項により当該落札者となった者の入札書には、当該くじの結果が明らかにされたものの添付をする。

(最低制限価格)

第18条 一般競争入札により工事又は製造その他についての請負契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることができる。

- 2 最低制限価格は第6条の規定に準じ、契約の内容に適合した履行の確保ができると認められる適正な価格でなければならない。
- 3 前項の規定により最低制限価格を定めたときは、これを第6条に定める予定価格を記載した書面に併記しなければならない。

(最低価格の入札者を落札者としないことができる契約)

第19条 前条第1項に規定する支払いの原因となる契約のうち最低価格の入札者を落札者としないことができる契約は、落札者となるべき者の当該入札に係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときに限るものとする。

- 2 理事長は、当該契約がその性質又は目的から会計規程第36条第3項の規定により難い場合は、会計規程第36条第4項の規定により、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、入札価格に加え、性能、機能、技術等を総合的に評価し、最も有利な申込みをした入札者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）により、落札者を決定することができる。

(総合評価落札方式)

第20条 理事長は、前条第2項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が法人にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。

- 2 理事長は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。
- 3 総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、第5条に定める公告を行おうとするときは、同条の規定により公告をしなければならない事項のほか、総合評価落札方式に

よる旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならぬ。

(再度公告入札の公告期間)

第 21 条 入札者若しくは落札者が不在の場合又は落札者が契約を結ばない場合において、再度公告入札に付そうとするときの再度公告入札の公告は、第 5 条の規定にかかわらず、再度公告入札の前日から起算して 5 日前までにするものとする。

第 5 章 指名競争入札

(指名競争入札に付することができる場合)

第 22 条 次に掲げる場合は、一般競争入札に代えて指名競争入札に付することができる。

- (1) 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき
- (2) その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数である契約をするとき
- (3) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき

(指名の基準)

第 23 条 第 4 条に規定する有資格者のうちから指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 指名に際し、著しい経営状況の悪化又は資産及び信用度の低下の事実がなく、かつ契約の履行がなされないおそれがないと認められるものであること
- (2) 当該指名競争入札に付する契約の性質又は目的により、当該契約の履行について法令の規定により官公署等の許可または認可等を必要とするものにあつては、当該許可または認可等を受けている者であること
- (3) 特殊な工事等の契約を指名競争入札に付する場合において、その施工又は供給の実績がある者に行わせる必要があるときは、当該実績を有する者であること。
- (4) 指名競争入札に付する工事等の履行期限又は履行場所等により、当該工事等に原材料、労務その他を容易に調達して施行しうる者に行わせること又は一定地域にある者のみを対象として競争に付することが契約上有利と認める場合において、当該調達をして施行することが可能な者又は当該一定地域にある者であること
- (5) 工事等の契約について、その性質上特殊な技術、機械器具又は生産設備等を有する者に行わせる必要がある場合においては当該技術、機械器具又は生産設備等を有する者であること

(入札参加者の指名)

第 24 条 指名競争入札により契約しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから、努めて 5 人以上の入札者を指名しなければならない。

(入札の通知)

第 25 条 前条の場合においては、第 5 条第 3 項第 1 号及び第 3 号から第 7 号までに規定する事項を、その指名する者に通知しなければならない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第 26 条 第 4 条及び第 6 条から第 20 条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。

第6章 随意契約及びせり売り

(随意契約によることができる場合)

第27条 随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき
- (2) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき
- (3) 競争入札に付することが不利と認められるとき
- (4) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
- (5) 落札者が契約を締結しないとき
- (6) 国、地方公共団体、その他公共的団体と契約するとき
- (7) 外国で契約するとき
- (8) 契約に係る予定価格が次に定める額に達しないとき

ア 工事又は製造の請負 250万円

イ 財産の買入れ 160万円

ウ 物件の買入れ 80万円

エ 財産の売払い 50万円

オ 物件の貸付け 30万円

カ 前掲のもの以外のもの 100万円

- (9) その他随意契約とする特別の事由があるとき

2 前項第4号の規定により随意契約を行う場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、競争入札に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更することはできない。

3 第1項第5号の規定により随意契約を行う場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、契約保証金及び履行期限を除くほか、競争入札に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更することはできない。

4 前2項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができる場合に限り、当該価格又は金額の範囲内で数人に分割して契約を締結することができる。

(見積書の徴取)

第28条 随意契約により契約を締結しようとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、1人の者から見積書を徴することができる。

- (1) 契約の相手方が特定の者に限定されるとき
- (2) 2人以上の者から見積書を徴しても同一の金額の見積りがなされることが予想される相当の理由があるとき
- (3) 1件の予定価格が10万円未満の契約を締結しようとするとき
- (4) 前各号に定める場合のほか、理事長が適当と認めるとき

2 前項第3号に定める場合のほか、価格が適正と認められる1件の取引価格が10万円未満の契約については、電話等により見積金額を録取して見積書の徴取に代えることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、見積書の徴取を省略することができる。

- (1) 特定原稿の執筆依頼、特定者への講演依頼、特定物件の鑑定をするとき
- (2) 国、地方公共団体その他公共的団体と契約を締結しようとするとき
- (3) 災害その他の緊急の必要がある場合において、契約を締結しようとするとき
- (4) 役務の提供を受ける場合又は事務若しくは事業を委託する場合等で見積書を徴取することが実態に即しないとき
- (5) 価格が表示され、かつ一定しているものについて契約を締結しようとするとき

4 随意契約をする場合で見積書を徴取しようとするときは、できるだけ長野県における入

札参加資格を有する者の中から相手方を選定するとともに、特定の業者に片寄ることのないよう公正かつ適正に取扱わなければならない。

(せり売り)

第 29 条 せり売りによることができる場合は、不動産又は動産の売払いで当該契約の性質がせり売りに適しているものとする場合とする。

2 第 5 条第 1 項及び第 2 項、第 10 条及び第 11 条の規定は、せり売りの場合に準用する。

第 7 章 契約の締結

(契約書の作成)

第 30 条 理事長は、契約を締結しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の内容によりその記載事項の一部を省略できる。

- (1) 契約の目的となる給付の内容
- (2) 契約履行の場所
- (3) 給付の完了の時期
- (4) 対価の額
- (5) 対価の支払方法及び支払時期
- (6) 監督又は検査の方法及び時期
- (7) 契約保証金
- (8) 当事者の債務不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (9) 危険負担
- (10) かし担保責任
- (11) 契約解除の方法
- (12) 契約に関する紛争の解決方法
- (13) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(契約書の省略)

第 31 条 理事長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略できる。

- (1) 契約金額が 100 万円未満の契約を締結しようとするとき
 - (2) 国、地方公共団体その他公共的団体と契約を締結しようとするとき
 - (3) 物品を売払う場合において、買受人が直ちに代金を納付して物品を引取るとき
 - (4) せり売りに付すとき
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、理事長が契約の性質又は目的により契約書を作成する必要がないと認めるとき
- 2 前項の規定により契約書の作成を省略したときは、当該契約に必要な事項を記載した請書を契約の相手方（以下「契約人」という。）から徴しなければならない。ただし、競争入札もしくは随意契約による場合で、契約金額が 30 万円未満の契約をするとき、又は契約の性質又は目的により理事長が請書を徴する必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

(契約保証金の納付)

第 32 条 会計規程第 39 条に規定する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額とする。

2 前項において、月額による契約の場合は、契約金額とあるところを、月額に 12 をかけた

額と読み替えて適用する。

3 第10条第3項の規定は、契約保証金の納付について準用する。

4 契約保証金の納付は、前項に定めるもののほか、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和20年法律第184条）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証の提供をもって代えることができる。この場合において、提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。

（契約保証金の免除）

第33条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定に関わらず、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。ただし、契約人が契約を履行しないときは、納付を免除することとした金額に相当する金額を徴収する旨を契約の条件としておかねばならない。

- (1) 契約人が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき
- (2) 契約人から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき
- (3) 契約人が過去2年間に法人、国、地方公共団体又はその他の公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、契約人が契約を確実に履行するものと認められるとき
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき
- (5) 法人、国、地方公共団体その他公共的団体と契約を締結する場合において、契約人が履行しないこととなるおそれがないとき
- (6) 不動産または物品を売払う契約を締結する場合において、売払い代金が即納されるるとき
- (7) 契約金額が100万円未満であり、かつ、契約人が契約を確実に履行するものと認められるとき
- (8) 前各号に掲げるもののほか、理事長が、契約人が契約を履行しないこととなるおそれがないと認めたとき

（契約の変更等）

第34条 理事長は、必要があると認めるときは、契約人と協議し、又は契約人からその責めに帰さない理由により履行期限の延長をしたい旨の申出があったときは、これを調査し、当該契約の内容を変更することができる。

2 理事長は、契約人からその責めに帰す理由により履行期限の延長をしたい旨の申出があったときは、これを調査し、やむを得ないと認めるときは、遅延利息を付し、当該期限の延長を承認することができる。

3 理事長は、前2項の規定により契約内容の変更をしようとするときは、速やかに、第30条及び第31条の規定による手続きに準じて変更契約書を作成し、又は変更請書の提出を求めなければならない。ただし、前項の規定による期限の延長を承認した場合にあっては、この限りではない。

（契約の解約及び解除）

第35条 理事長は、契約人がその責めに帰さない理由により契約の解約を申出たときは、これを調査し、やむを得ないと認められるときは、当該契約を解約することができる。

2 理事長は、契約の履行に当たり、契約人が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき
- (2) 契約人の責めに帰す理由により履行期限までに給付を完了する見込みがないとき

- (3) 監督又は検査に際し、監督又は検査に携わる法人の職員の、当該職務の執行を妨げたとき
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、契約条項に違反した行為があったとき
- 3 前項の規定により契約を解除しようとするときは、契約解除通知書を当該契約人に送付するものとする。

(契約保証金の還付)

第 36 条 理事長は、契約に基づく給付が完了し、当該契約の履行を確認したとき、又は前条第 1 項の規定により解除したときは、速やかに契約保証金を還付するものとする。

第 8 章 監督及び検査

(監督)

- 第 37 条 理事長は、契約の適正な履行を確保するため、自ら又は法人の職員に命じ、若しくは法人以外の者に委託して、必要な監督をしなければならない。
- 2 前項の規定による監督を行う者（以下「監督者」という。）は、契約に係る設計図書等に基づき、契約の履行に立会って工程の管理、履行途中における試験又は検査を行う等の方法により監督し、契約人に必要な指示をしなければならない。
 - 3 監督者は、監督をしたときは、その監督の内容、指示した事項その他必要な事項を監督日誌として記録しなければならない。
 - 4 監督者は、契約人の業務を不当に妨げることをないようにするとともに、監督において知り得た業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

(検査)

- 第 38 条 理事長は、次の各号に掲げるいずれかの理由が生じたときは、自ら又は法人の職員に命じ、若しくは法人以外の者に委託して、当該契約に基づく給付の完了の確認をするため必要な検査をしなければならない。
- (1) 契約人が給付を完了したとき
 - (2) 給付の完了前に出来高に応じ対価の一部を支払う必要があるとき
 - (3) 物件の一部の納入があったとき又は契約による給付の一部を使用しようとするとき
- 2 前項の規定による検査を行う者（以下「検査員」という。）は、契約書、設計図書、納品書その他の関係書類に基づき、又は必要に応じて、当該契約に係る監督者等の立会いを求めて、当該給付の内容、数量等について検査をしなければならない。
 - 3 前項の場合において、検査員は、特に必要があるときは、一部破壊若しくは分解又は試験をして検査を行うことができる。
 - 4 検査員は、前 3 項の規定による検査の結果、契約の履行に不備があると認めるときは、契約人に必要な処置をすることを求めなければならない。
 - 5 前 4 項の検査の時期は、契約に特段の定めがある場合を除き、相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から 14 日以内にこれを行わなければならない。
 - 6 検査員の職務は、特別の必要がある場合を除き、監督者の職務と兼ねることはできない。

(検査調書の作成)

第 39 条 検査員は、前条に規定する検査の結果、給付の完了が確認されたときは、直ちに検査・出来高調書（様式 1）を作成しなければならない。ただし、契約に係る支払代金が 100 万円未満であるとき、電気、ガス、水道、燃料、下水道使用料及び電信電話に係る契約であるとき又は単価契約による購入であるときは、関係帳票類にその旨を記録することによって、これを省略することができる。なお、納品書により検査を実施した場合は、関係帳

票類に納品書を添付することにより、その旨の記録に代えることができる。

2 前項の規定は、会計規則第43条第2項の規定に基づき検査をした法人の職員以外のものについて準用する。

第9章 雑則

(委任)

第40条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。